

農林水産政策研究所及び農林水産大臣が所管する試験研究独立行政法人における
技術に関する研究成果を移転する事業の認定基準

15農会第120号

平成15年5月15日

最終改正平成19年5月21日

第1 趣旨

農林水産政策研究所及び農林水産大臣が所管する試験研究独立行政法人（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（以下「法」という。）第13条第1項に規定する試験研究独立行政法人をいう。）（以下「試験研究機関」という。）における技術に関する研究成果（以下単に「研究成果」という。）を民間事業者に対し移転する事業（以下「試験研究機関技術移転事業」という。）に係る法第12条第1項及び第13条第1項の認定については、次に掲げる法の規定の区分に応じ、それぞれ次に掲げる基準により判断するものとする。

第2 認定基準

1 法第12条第1項第1号及び第13条第1項第1号 次のいずれにも適合していること。

(1) 次に掲げる一連の業務を、自らすべて行うか、又は当該業務の一部を適確かつ円滑に実施することができる者に委託すること等により、責任を持って遂行する能力を有すること。

ア 事業化し得る研究成果の発掘、評価及び選別を行うこととし、次のいずれにも適合していること。

(7) 試験研究機関との提携関係によって、事業化し得る研究成果の安定的な供給を受けられること。

(4) 提携関係を有している試験研究機関から研究成果に係る情報提供を受け、又は自ら情報の収集・発掘を行い、市場ニーズを踏まえながら、事業の実現可能性、収益性、特許権化又は実用新案権化の可能性等の観点から研究成果の評価及び選別を行うこと。

(7) 試験研究機関から特許を受ける権利又は実用新案登録を受ける権利の形態で研究成果を譲り受ける場合においては、事業の実現可能性、収益性、特許権化又は実用新案権化の可能性等を十分検討した上で行うこととし、譲り受けた研究成果については可能な限り特許権又は実用新案権を取得するよう努めること。

(エ) 試験研究機関から譲り受けた研究成果について、特許出願若しくは実用新案登録出願（以下「特許出願等」という。）を行わない場合、特許出願等を維持しない場合又は保有する特許権若しくは実用新案権を維持しない場合は、当該研究成

果を譲り受けた試験研究機関に対して権利を返還すること。ただし、当該試験研究機関が権利の返還を望まない場合はこの限りではない。

イ 試験研究機関から譲り受けた研究成果のうち事業化できる可能性が高いと評価したものについて、当該研究成果の活用が期待される民間事業者に対して情報提供を行うこと。

ウ 試験研究機関から譲り受けた研究成果に係る特許権、特許を受ける権利、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利（以下「特許権等」という。）について、事業化の意思のある民間事業者に対して積極的に譲渡、専用実施権の設定又は通常実施権の許諾等（以下「実施許諾等」という。）を行うこと。

エ 実施料等の収入の一定割合を試験研究機関に対して配分することとし、次のいずれにも適合していること。

(7) 試験研究機関に対して配分する実施料等の収入の一定割合は、契約等の取決めにより定められていること。

(i) 試験研究機関に対する実施料等の収入の配分の方法について広く公表すること。

オ 技術移転先の民間事業者の求めに応じ、当該民間事業者に技術指導を行うことのできる試験研究機関等の研究者を紹介すること及び当該民間事業者と試験研究機関との共同研究又は委託研究を仲介すること。

(2) 試験研究機関技術移転事業を適切かつ確実に遂行するため、業務全体の内容を責任を持って監督する常勤の役職員及び特許若しくは技術開発に係る5年以上の業務経験又は弁理士の資格を有する人材を配置すること。

2 法第12条第1項第3号及び第13条第1項第3号 次に掲げる業務の実施の方法が定められていること。

(1) 研究成果に関する情報の提供及び実施許諾等に際し、中小企業者等の特定の民間事業者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと。

(2) 会員制を採用し、会員に対して優先的に研究成果についての情報提供を行う場合は、会員になるための条件において不当な差別的取扱をすることなく、広く会員を募集すること。

(3) 特許出願等の出願公開前における情報提供等については、発明又は考案の新規性の喪失を回避するため、その内容の秘密保持に十分注意すること。

(4) 試験研究機関技術移転事業を適確かつ円滑に実施し得る3年以上の収支計画を作成すること。

(5) 試験研究機関技術移転事業以外の事業を併せて営む場合は、試験研究機関技術移転事業に係る取引とそれ以外の事業に係る取引に関する経理を区分することにより、試験研究機関技術移転事業に係る経理を明確化すること。